

【改正概要】

令和6年6月19日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が公布され、栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部が改正される（令和7年4月1日施行予定）。これに伴い、国における有料老人ホーム設置運営標準指導指針が改正される見込みであることから、本市においても所要の改正を行うもの。

【改正内容】

管理栄養士養成施設の卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合に、栄養士の免許を受けることを不要とする（栄養士法第5条の3関係）ことに伴い、条文中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

【適用期日】

令和7年4月1日